

第2号様式（第11条関係）

神奈川県指令ス第2371号

申請者 住所 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番1号
相鉄・岩崎学園ビル307号
氏名 神奈川県剣道連盟
会長 幸野 實

令和7年2月3日付け文書で申請のあった県有財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

令和7年2月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治



（使用許可財産）

- 1 使用許可する財産は、次のとおりとする。
 - （1）財産の名称 神奈川県立武道館（柔剣道場）
 - （2）財産の所在 横浜市港北区岸根町725番地
 - （3）財産の種類 建物
 - （4）使用許可場所 申請書添付図面に表示された部分
 - （5）使用許可面積 12,500㎡

（用途）

- 2 使用許可場所は、神奈川県剣道連盟事務室のために使用し、その他の用途に使用することはできない。

（使用許可期間）

- 3 使用を許可する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（使用料）

- 4 使用料は、95,634円（消費税及び地方消費税相当額8,694円を含む。）とする。

（光熱水費等の負担）

- 5 電気料、電話料等の光熱水費等は、使用許可を受けた者の負担とする。この場合の負担額は、別に通知する。

（使用料の改定）

- 6 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料を改定する場合がある。

（使用料等の納入）

- 7 使用許可を受けた者は、使用料及び光熱水費等を神奈川県の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

（使用許可場所の管理）

- 8 使用許可を受けた者は、使用許可場所を常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

ない。

(実地検査等)

- 9 県は、県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持使用に関し必要な指示をすることができる。

(現状変更行為の制限)

- 10 使用許可を受けた者は、使用許可場所について修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に文書で知事の承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

- 11 使用許可を受けた者は、使用許可場所を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用上の損害等)

- 12 使用許可を受けた者は、使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、すみやかにスポーツ課長に報告し、その指示に基づき自己の負担により原状に回復しなければならない。

(使用許可の取消し)

- 13 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。

(1) 県において使用を許可した場所を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

(2) 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。

(原状回復)

- 14 使用許可を受けた者は、使用を許可された期間が満了するときは満了日までに、又は使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、自己の負担により速やかに使用許可場所を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、スポーツ課長が、原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

(許可取消しによる損失の取扱い)

- 15 県は、県が地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用許可を受けた者に損失が生じてもその損失を補償しない。

(有益費等の請求権)

- 16 使用許可を受けた者は、使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができない。

(損害賠償)

- 17 使用許可を受けた者は、その責に帰する事由又は許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。ただし、当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

(細部事項の取扱い)

- 18 使用許可場所の使用に係る細部事項は、スポーツ課長の指示するところによる。

(使用許可期間の更新)

- 19 使用許可を受けた者は、使用許可期間を更新しようとするときは、事前に知事に行政財産使用許可更新申請書を提出しなければならない。

(使用廃止の届出)

- 20 使用許可を受けた者は、使用期間内に使用の廃止をする場合は、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し、行政財産使用廃止届を知事に提出しなければならない。

(法令の遵守)

- 21 使用許可を受けた者は、法令を遵守し、使用許可場所を使用するのに必要な手続きを行わなければならない。